

第三日 平成二十三年十二月七日

開 議 午前十時

【開会前に事務局長より、工藤勲農業委員会会長が所用のため野呂廣志会長職務代理が出席していることが報告される】

○議長（野呂日出男君）

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第十六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十三年度藤崎町一般会計補正予算（第四回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十六号を採決いたします。本報告は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本報告に反対する者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

報告第十六号についてであります。

本専決処分にはですね、常盤の地下道の五千万円の工事費も含まれているわけです。前年度に舗装工事一千四百万円ほどやり、それに不具合があると、主には設計上のことが原因だということまで担当者は明らかにしているところでありましてけれども、いずれにしても、その原因の検証をきちんとやるということと、設計をきちんとやるということまでは認めて差し支えないものでありますけれども、工事費まで認めるということは、必要ないものだと思っておりますので、

工事費を計上している本専決処分には同意できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、本報告に賛成する者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

これから報告第十六号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本報告を承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、本報告第十六号は承認することに決定しました。

日程第二、報告第十七号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十七号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十七号は承認することに決定しました。

日程第三、報告第十八号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十八号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十八号は承認することに決定しました。

日程第四、報告第十九号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十九号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十九号は承認することに決定しました。

日程第五、報告第二十号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十三年度藤崎町一般会計補正予算（第六回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第二十号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第二十号は承認することに決定しました。

日程第六、報告第二十一号藤崎町健全化判断比率の報告の件を議題とします。

本件は、報告事項であります。この際、質疑を許します。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

報告第二十一号について、文書のとおりでありますので、以上で終わります。

日程第七、報告第二十二号藤崎町資金不足比率の報告の件を議題とします。

本件は、報告事項であります。この際質疑を許します。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

報告第二十二号について、文書のとおりでありますので、以上で終わります。

日程第八、特別委員会報告の件を議題とします。

お諮りいたします。本件については、議員全員で構成する委員会の審査であります。決算特別委員長から別紙のとおり報告書が提出され、お手元に配付しておきました。委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定によって、省略いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、議案第五十二号平成二十二年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第五十九号平成二十二年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件までは、議員全員の委員をもって構成する特別委員会で審査いたしましたので、説明及び質疑を省略し、採決いたします。

日程第九、議案第五十二号平成二十二年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、まず本案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議案の第五十二号平成二十二年度一般会計の決算の認定についてであります。

本決算額は総額七十四億五千万円余の町民の暮らしや住民サービスを支える予算でありました。特に、平成二十二年度は交付税や交付金の増加で、藤崎町にとっても一息ついた決算内容であったと思っておりますが、しかし、本決算認定に同意できません。その理由は、一つは、行政システム構築から、東芝ソリューションが撤退して、いわゆる行政システムの再構築を迫られ、いわば一億六千万円余が二重投資を余儀なくされた決算であります。藤崎町に原因があるということではないわけでありましてけれども、大企業のいわゆる身勝手といいますか、そういうことによって生じた問題であります。

二つ目は、学校整備協議会が年度末に駆け込み的に予算化されたものであります。しかしながら、もっと早い時期に施設協議会予算を確保し、そして常盤小学校の建設方向を早目に打ち出すべきだったという点であります。

三つ目は、原子燃料サイクル事業一千百万円ほど予算化され、使われております。毎年度予算化されている現状でありますけれども、原発依存を続ける予算、決算になっているということでもあります。

最後の四つ目はですね、水道事業会計に対する繰出金をもっとふやすべきであるというようなこと、以上の四点から、本決算に同意できないということでもあります。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を打ち切ります。

お諮りいたします。これから議案第五十二号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第五十二号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

賛成多数であります。よって、議案第五十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第五十三号平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十三号は認定することに決定しました。

日程第十一、議案第五十四号平成二十二年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十四号は認定することに決定しました。

日程第十二、議案第五十五号平成二十二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十五号は認定することに決定しました。

日程第十三、議案第五十六号平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十六号は認定することに決定しました。

日程第十四、議案第五十七号平成二十二年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十七号は認定することに決定しました。

日程第十五、議案第五十八号平成二十二年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は認定することに決定しました。

日程第十六、議案第五十九号平成二十二年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十九号は認定することに決定しました。

日程第十七、議案第六十号定住自立圏形成協定の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

定住自立圏形成協定、藤崎町だけが出遅れてといたしますか、最後に協定を結んでほしいと、結ぼうという議案だと思えますけれども、本協定書の第一条について、まずお聞きいたします。

定住自立圏の中心市を弘前市が宣言したということは聞いておるし、また、自立圏の範囲内のことかなと思っておりますけれども、その三行目のところでですね、その目的をですね、役割を分担してと、いうふうになっております。それから、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保するんだというふうになっておるんですけれども、人口定住というのは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

この構想をもし単独で、単独の市町村がそれぞれ行っていくとなると、経費的なこともありますし、人口規模的なこともあって、実施できないと。これを中心市を中心に、周辺の市町村がその同じような形態のものを一緒にやることによって、住みよい地域をつくることによって、活力が生まれ、そこに人口が定住し、産業も栄えて行くということを目的に実施しているもので、そういうことを目指していくという構想の理念でございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

それは現状もそういう形ですね、消防行政、あるいはまたごみ行政などですね、あるいは介護保険制度においても進めているわけですね。現状でも進めているし、今後も進んでいこうというふうに想定されるわけです。私が聞いているのは、人口が定住していないから、定住を進めるというのは一つの目的だと言っているでしょう。ところがこれをやれば人口は減っていかないんですか、そうすれば。人口定住というのは一体なんなんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

これは全国的、日本国が一億三千万人から一億二千万人に下がってきたということで、この前の国勢調査でも結果として出ております。自分たちの地域だけが人口がふえればいいというものではございませんで、地域、地方圏域がですね、中央に集まるものを阻止するためには、圏域として機能を共有し、また、発展させていかなければならないということ

を想定してこの圏域に、定住自立圏構想に賛同したということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

何か答えていないように思うんですけども、人口が定住できないのは、仕事がないということは、仕事がない、あるいはまた農林水産業でままを食っていけなくなったというのがですね、一番大きな原因なわけでしょう。原因なわけだと私は思っておりますけれども、それには、何ら開示することもなくですね、いずれにしても、これは大震災前の発想でですね、やってることで、人口定住、そういうものが一番求められているのは、震災に遭った地域であるし、あるいは原発の被害に遭った地域だろうというふうに、私は思っておりますけれども、全国で何カ所これ、やるんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

全国では、この定住自立圏の形成を見ている中心市を宣言した団体は七十二の市でございます。これに対して、周辺の市町村数はそれに賛同したのは二百四団体で、延べでいきますと二百六十八団体がこの圏域の形成に賛同して加入してございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

合併によって、目的がですね、こういうふうに総務省主導でやっているわけですがけれども、この間、総務省が主導して最もやったのが合併ですね、市町村合併ですね。なおかつこれは、私ども藤崎と常盤が合併しましたがけれども、当初は十万人規模のですね、大規模合併だというふうなことで、全国に自治省の幹部も含めてですね、説得、あるいはティーチングといいますか、そういうことをやりましたけれども、結局はここでいけば、大規模合併じゃなくて、平川市、それから常盤、藤崎グループだとか、という形になったわけですね。それで、先ほど二百六十八、七十二市が中心市宣言をしているということなんですけれども、現状は、じゃあ全国の自治体って、この間、合併して、三千ちょっとあったものですね、どれぐらいの自治体になったんですか。その中で、町、村というのはどれぐらいになったんですか。そこをわかっている情報がありましたらお知らせ願いたい。

○議長（野呂日出男君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

日々、市町村数がですね、変わってございまして、統計データもちょっと古い数字ですがけれども、一九九〇年の時点には三千二百三十二の市町村がございました。これが今、二十三年の十一月十一日現在ではですね、トータルで一千七百四十二の市町村になりました。内訳としては、市が七百八十六、うち十九は指定都市でございます。それから、二十三の特別区。それから町は七百四十九、村は百八十四というふうになってございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

まだあります。

合併したけれども、山あいの町、村だとか、村だとか、まだ多くのところが残されている。それらを救済するというか、そういう意味合いでつくったもう一つの定住自立圏の目的なのかなというふうに思っておりますけれども、それじゃあ具体的にですね、この例えば医療分野、これも現状でも黒石、あるいは弘前ですね、救急搬送についてですね、藤崎町でも負担しておりますよね。それで、この中でですね、協定書の中の第三条の中で、圏域の救急医療体制を確保するために、休日夜間救急診療体制を維持するとともに、さらにその充実を図るんですというふうに言っております。まことに結構なことで、やらなきゃならないことだと思っておりますけれども、しかし、ところでこの現状はですね、どういふふうになっているんですか。救急医療、休日夜間救急診療体制を維持するために、弘前市は何をやってきたんですか、今まで。この二点についてお伺いします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

お答えいたします。

救急医療体制でございますが、重症度の度合いによりまして、これは三つに分かれてございます。一つ目が一次救急医療と申しまして、入院の必要がなく、外来で対処し得る方を対象にしたものでございます。二次救急といたしましては、入院治療が必要な方を対象としたものでございます。三次救急といたしまして二次救急では対応できない方を対応したものが三次救急となっております。

そこで、弘前市を中心とした津軽医療圏での現状ということでございますが、現状といたしましては、弘前市が運営しております一次、二次救急医療体制に周辺の市町村の患者さんが行って、そこで治療を受けているというのが現状でございます。すなわち、一次医療と申しますと、弘前市が行っております救急診療所の方を活用しておると。二次救急につきましては、弘前市立病院、それから国立病院機構弘前病院、弘前小野病院、弘愛会病院、健生病院の五つが輪番で

行っているいわゆる夜間、休日の診療に対して、患者さんが行って、診療を受けているというふうな状況でございます。

弘前市のこれまで何をやってきたかのかということでございますが、ただいま申しましたように、急患診療所並びに二次の輪番制の確立を行ってきたというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。三回を超えております。四回も超えました。

これから討論を行います。まず、原案に反対する者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私はですね、定住が進まない大きな原因はやっぱり農林水産業で早い話生活できないような国の経済状態があるということが一番大きな原因だろうと思います。それで、今必要なのはですね、定住自立圏という総務省発の新たなこういうものをつくることではなくてですね、屋上屋を重ねるようなことではなくて、現状ある一部事務組合の整理統合、あるいはまた、連合というのもあります。それらの役割をきちんと明確化することこそですね、総務省に求められていることでもあります。また、合併によって、いわば取り残されているような小規模自治体ですね、きちんと自立できるような財政的措置を講ずることこそがですね、必要なものでありますし、自立圏のプランをつくった中心市宣言をしたところには四千万円も支給するなどというようなことはやめるべきだと思っております。すべてそういうものは震災復興のために使うべきであるというようなことからですね、本自立圏形成協定の構想そのものに疑義がありますし、協定も結ぶ必要がないと。現状の内容をきちんと進めて、整理統合をすべきだということを主張して、反対の意見といたします。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結します。

これから議案第六十号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第六十号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第六十号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第六十一号藤崎町特別職給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十一号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第六十二号藤崎町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十二号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付してありますとおり、閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第二十一、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付してありますとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十三年第三回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時三十二分

---

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 鶴 賀 谷 貴

署名議員 奈 良 岡 文 英

署名議員 小 野 稔